

滋賀県および滋賀県教育委員会の名義の申請方法について

◆滋賀県および滋賀県教育委員会の後援名義等使用を申請する場合は、下記の留意事項を順守してください。

1. 申請対象事業

(1) 事業の内容

各種スポーツ大会またはスポーツに関する研修会など。

(2) 承認を受けようとする団体

- ・滋賀県スポーツ協会加盟競技団体
- ・滋賀県スポーツ協会加盟競技団体が認める下部組織
(地域協会等は除く)(平成23年度本会議で確認されたもの)
- ・県内郡市体育協会



2. 申請時期

※余裕を持って申請してください。

継続的に実施している事業については承認通知書の送付まで、2週間程度で対応できますが、新規事業や書類不備、申請の集中等で日数を要する場合がありますので、申請には以下の期日を守ってください。

- (1) 事業の開催にあたり、開催要項やポスター、プログラム等を作成する場合は、その印刷や発行をする1ヶ月前にスポーツ課担当に届くようにすること。
- (2) 承認通知書が届くまでは、必ず(案)、(予定)と記載すること。
- (3) 承認通知書が手元に届く前に印刷業者に出稿のないように注意すること。
- (4) 印刷物等を作成しない場合は、事業開催の1ヶ月前とする。
- (5) スポーツ課での受付が開催まで1週間を切る場合は、いかなる理由でも受理できません。

3. 必要な書類

申請については、以下の書類を揃え、スポーツ課に提出してください。

- (1) 後援名義使用承認申請書
- (2) 事業開催要項(案)

開催要項(案)には次の内容が記載されているものとする。

- ①開催趣旨(目的)
- ②主催団体名
- ③開催日時(開催期間と予備日も含めて記載)
- ④開催場所(通称がある場合でも、必ず正式名称を併記すること。)
- ⑤参加人数および対象者
- ⑥大会内容
 - (ア) 競技大会については、競技方法
 - (イ) 講習会、研修会、研究会等の行事は、講師名・講師略歴およびテーマ(分科会を含む)
 - (ウ) 展示会については、展示内容
 - (エ) 滋賀県または滋賀県教育委員会以外の後援申請予定団体

(3) 収支予算書

(4) 安全管理に関する書類（別紙参照）

(5) 主催団体を明らかにする書類（新規申請の場合）

①承認に該当する団体以外の場合は、団体の活動および規則等がわかる書類

②実行委員会の場合、その構成員の役職および氏名、所属団体が記載されている、委員会名簿と実行委員会規約または規則、会則、定款等

※ただし、同じ団体が同一年度に別の事業を行う場合、2回目以降は不要

(6) 昨年のプログラムまたは開催案内（開催2年目以降）

4. 申請先

滋賀県文化スポーツ部 スポーツ課 交流推進室 後援名義担当

住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3366

5. 申請方法

(1) 過去に使用承認を受けた事業については、上記書類を期日までに郵送もしくは持参してください。

(2) 初めて申請する事業については、期日までに持参し、担当者と書類の確認と事業内容について協議してください。

（郵送は認めない）また、持参する日時については事前に電話等で確認してください。

6. 承認審査

継続的に使用承認を受けている事業以外（特に初めての事業）については、承認審査に時間を要する場合があります。

7. 申請内容の変更

申請した事業の内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。また、承認通知を受け取った後の変更は、再度承認審査を行い通知します。

8. 使用承認通知書の送付

承認審査を経て使用承認された事業については、承認通知書を発行し、郵送で申請団体に通知します。連絡先が示されない場合は、申請書記載の申請団体に通知します。

9. 報告書の提出

(1) 事業の終了した団体は、事業終了後1か月以内に報告書を作成し、申請先に提出してください。事業が中止した場合もその旨を報告してください。（様式5号関係）

(2) 報告書には以下の内容を記載してください。

①事業結果

②参加者数

③滋賀県または滋賀県教育委員会が後援であることを記載した書類（開催要項やプログラム等）

④開催にあたり発生した問題の有無